

第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実



本市では、少子高齢化の進展により人口減少社会を迎えており、このまま推移していくと、今まで身近に利用できた商業・医療や公共交通などの利用者の減少により、それらの都市機能の維持が困難になるとともに、空き家の増加など、現在の「生活の質」が損なわれてしまう恐れがあります。また、行政サービスにおいても、今後、都市インフラコストの増大と税収の減少などにより十分なサービスの提供が難しくなることも懸念されます。

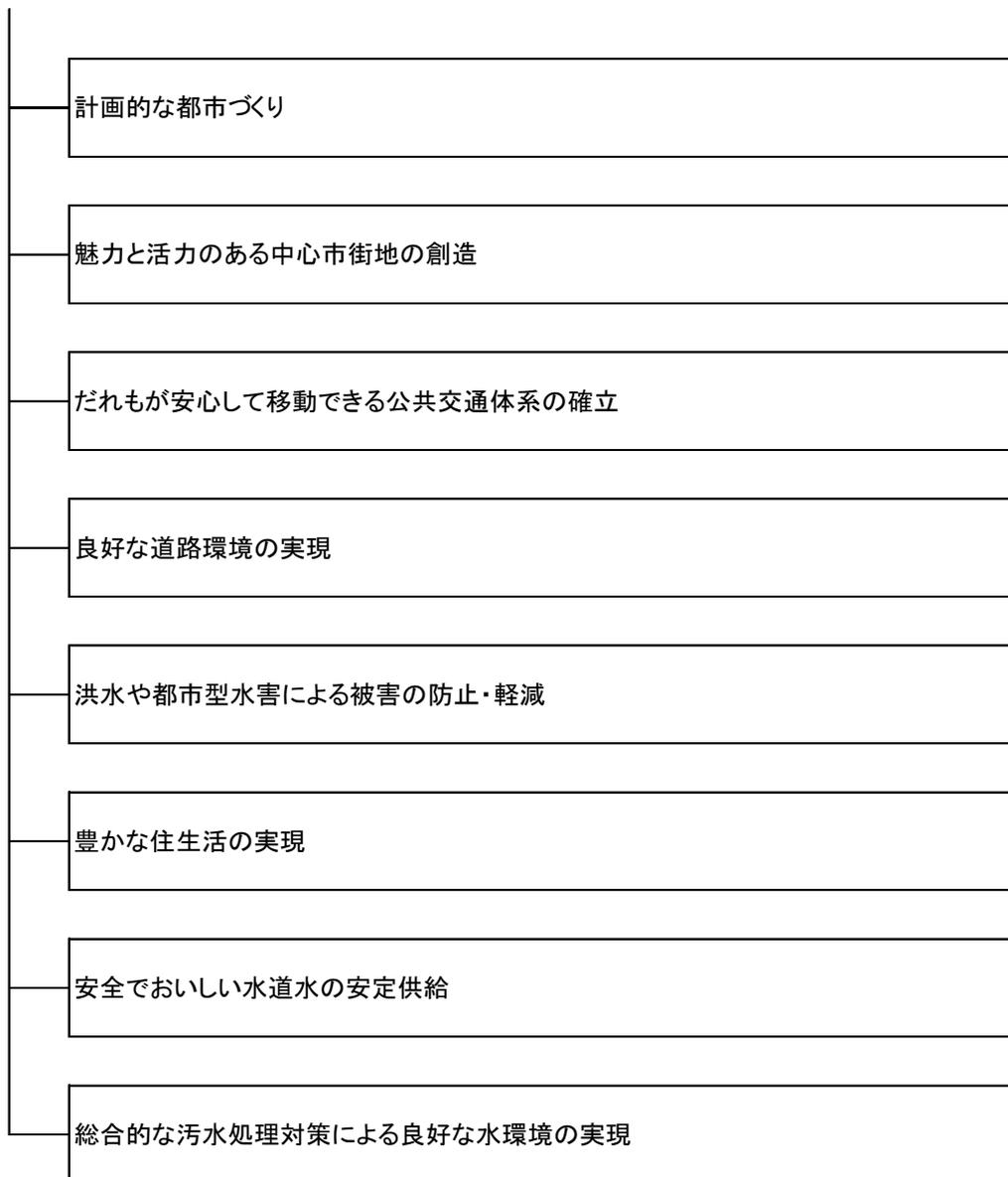
このような中、持続可能なまちを次世代に引き継いでいくためには、市民・企業との連携をさらに深めるとともに、AIやICTといった先進技術を活用し、個性的で魅力的なまちづくりを推進することにより、だれもが移動しやすく暮らしやすい利便性の高い都市基盤の充実を図る必要があります。

そこで、将来にわたり市民が暮らしやすい多核連携都市の実現に向け、地域拠点などにおける都市機能や人口密度を維持・確保するとともに、バス路線網の再編やパークアンドライドなどを推進し、わかりやすく利便性の高い公共交通体系を確立します。加えて、九州中央の交流拠点都市にふさわしい幹線道路や広域交通網を整備し、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせ(ベストミックス)を構築します。

また、市民が安心して快適に暮らせるよう、災害に強く安全・安心な道路、公園、上下水道、河川など都市施設を整備するとともに、秩序ある市街地の形成や、昼も夜もだれもが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創出、空き家対策の推進など、良好な生活環境の形成を図ります。

さらに、都市インフラコストの抑制や環境への配慮を視野に既存ストックを有効活用し、公共施設の長寿命化など効率的で適正な維持管理に取り組みます。

政策の体系



第1節 計画的な都市づくり

現状と課題

九州の中核をなす交流拠点都市として発展を続ける中、本格的な人口減少・超高齢社会の到来により、商業や公共交通などの日常生活サービス機能の維持が困難になることが予想されます。

このため、中心市街地や地域拠点に様々な都市機能を維持・確保し、防災力を高めるとともに、中心市街地や地域拠点を利便性の高い公共交通で結ぶことによって、中心市街地や地域拠点、利便性の高い公共交通沿線に一定程度の人口密度が維持された多核連携都市を実現し、持続可能でだれもが安心して暮らしやすい都市を形成していく必要があります。

また、地域の特性をいかした良好な景観の形成を総合的に推進し、歴史と文化にはぐくまれた熊本の美しい景観づくりが重要となっています。さらには、市民ニーズの多様化に対応した公園整備や、地域活動の拠点機能を備えた憩いの空間の充実などが求められています。

基本方針

- 1 都市機能の維持・確保と適正な土地利用の推進
- 2 良好な都市景観の形成
- 3 市民の憩い空間の提供

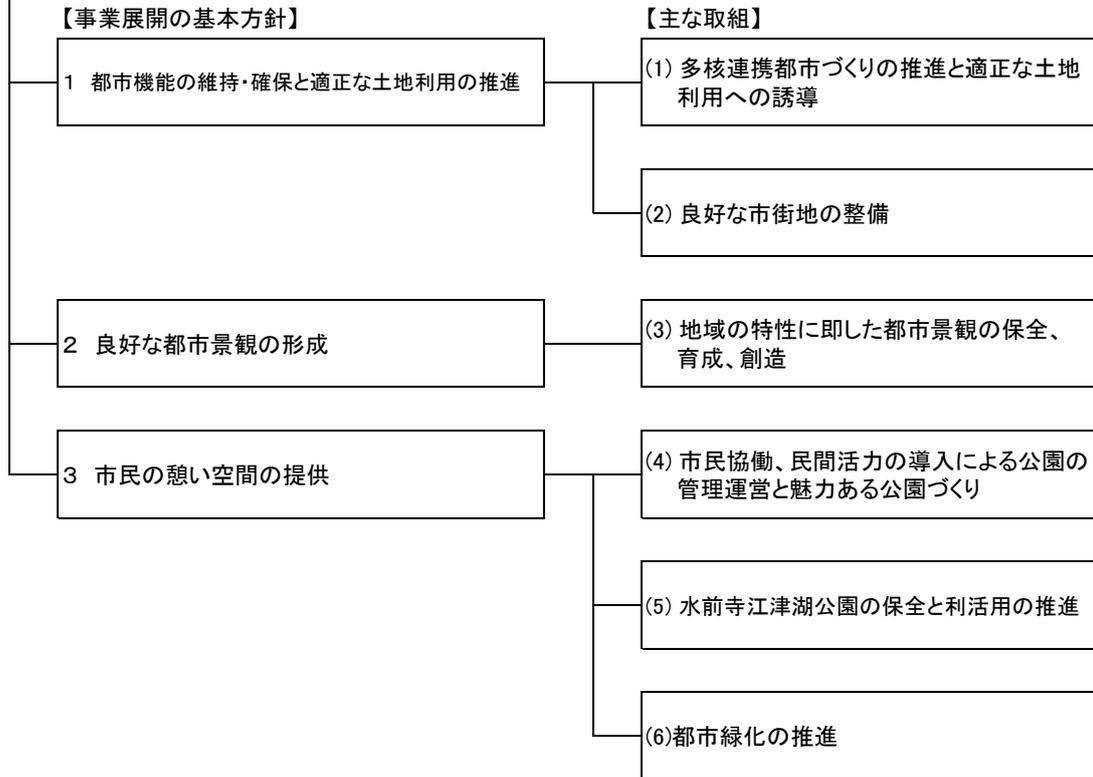
検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)	人/ha	60.7	60.7	60.7

施策の体系

【施策の目標】

計画的な都市づくり



事業概要

【(1) 多核連携都市づくりの推進と適正な土地利用への誘導】

ア 暮らしやすさを維持向上させるため、地域拠点への都市機能の維持・確保や防災力の向上により、災害にも強い多核連携都市の実現に向けた取組を推進します。

イ 自然環境や農水産業と調和しつつ、土地利用計画制度を活用し、都市計画法に基づき適正に土地利用を誘導します。

【(2) 良好な市街地の整備】

ア 土地区画整理事業や再開発事業などの市街地整備へ支援を行うことにより、魅力と活力ある市街地を創造します。

イ 開発許可制度に基づき、適法・適正な審査、指導を行います。

【(3) 地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造】

- ア 景観法に準拠した景観計画に基づき、適正な審査、指導を行います。
- イ 歴史的建造物の保存に努めるなど、熊本らしい景観の保全、育成を行います。
- ウ 屋外広告物条例に基づく、適正な許認可事務や是正指導を行います。

【(4) 市民協働、民間活力の導入による公園の管理運営と魅力ある公園づくり】

- ア 市民協働や公募設置管理制度・ふるさと納税制度などの民間活力導入による管理運営を実施します。
- イ 公園の使い方について、地域の意見を踏まえ柔軟な対応を検討するなど、既存公園の有効活用に取り組みます。
- ウ 防災拠点機能や地域活動の拠点機能という視点を踏まえ、幅広い年代が利用しやすい安全・安心で魅力的な公園を提供します。

【(5) 水前寺江津湖公園の保全と利活用の推進】

- ア 水前寺江津湖公園の保全と利活用を推進し、市民のみならず多くの利用者が憩える空間の創出を図ります。

【(6) 都市緑化の推進】

- ア 「かけがえのない緑と水」を身近に感じ、後世へと引き継いでいくため、全国都市緑化フェアの開催を契機として、多様な主体の参画による都市の緑化に取り組み、「森の都」にふさわしい緑豊かな潤いあるまちづくりを推進します。

第2節 魅力と活力のある中心市街地の創造

現状と課題

商業・交流拠点機能や交通結節機能など高度な都市機能が集積する中心市街地においては、震災からの復興や都市圏全体の経済成長のけん引に向け、熊本城周辺エリアでは、桜町再開発施設やその周辺地区の整備が進められ、熊本駅周辺エリアでは、鹿児島本線など連続立体交差や熊本駅白川口駅前広場などの整備が進み、「地下水都市・熊本」、「森の都」にふさわしい「くまもとの陸の玄関口」が形成されつつあります。

今後は、これらの再整備の効果を市内はもとより県内全体に波及させるため、熊本城周辺エリアと熊本駅周辺エリア双方の回遊性を高めるとともに、まちの防災力などの向上に向けて、被災・老朽建築物の建替を促進し、さらには、道路空間の再配分、駐車場配置の適正化、魅力的な夜間景観の形成など、これらを総合的・一体的に進め、災害に強く魅力と活力ある中心市街地を創造していく必要があります。

基本方針

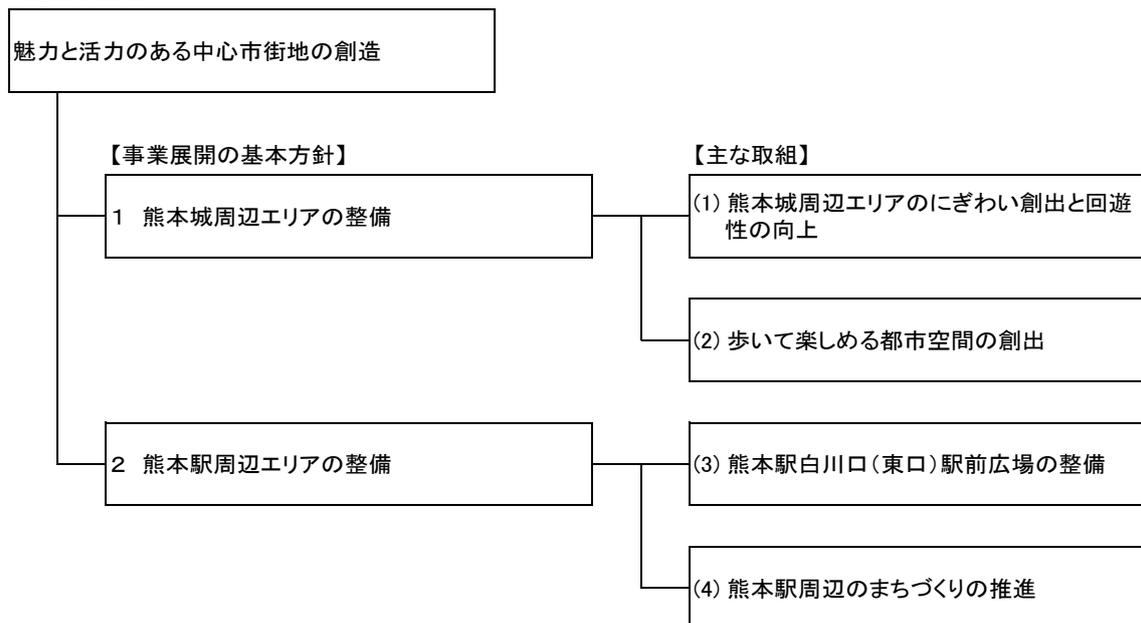
- 1 熊本城周辺エリアの整備
- 2 熊本駅周辺エリアの整備

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
中心市街地の通行量(中心商店街26地点、熊本駅前3地点の合計)	人	695,892	745,000	758,000

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 熊本城周辺エリアのにぎわい創出と回遊性の向上】

- ア くまもと都市戦略会議や中心市街地活性化協議会などと連携し、中心市街地の活性化を推進します。
- イ 中心市街地のにぎわい創出や回遊性の向上に寄与する民間再開発事業などの促進や広場などの整備を推進します。

【(2) 歩いて楽しめる都市空間の創出】

- ア 防災機能の強化や歩行空間の確保を図るため、被災・老朽建築物の建替を促進します。
- イ 道路空間の再配分などにより、安全で快適な歩行空間を確保します。
- ウ 量、位置、質の観点から駐車場配置の適正化を図り、低未利用地の有効活用を促進することにより、人と公共交通を中心とした誰もが歩いて楽しめる都市空間を創出します。
- エ 魅力的な夜間景観やわかりやすい公共サインなどの整備・誘導を図ります。
- オ 熊本城周辺などの歴史的建造物が残るエリアでは、歴史的に価値の高い建造物と一体となった良好な市街地環境の形成を図ります。

【(3) 熊本駅白川口（東口）駅前広場の整備】

- ア 鹿児島本線などの連続立体交差事業に伴う市街地の分断や交通渋滞の解消、民間開発の誘発や居住・交流人口の増加などの事業効果の最大化を図ります。
- イ JRの開発計画と連携しながら、公共交通の乗換利便性の向上など広域交通拠点としての機能向上を図るとともに、「地下水都市・熊本」、「森の都」にふさわしい機能的で開放的な空間を創出します。
- ウ イベントなどによるにぎわい創出に加え、災害時に活用できるよう防災機能を備えた広場として整備します。
- エ 連続立体交差で生まれるJRの高架下空間の有効活用を積極的に行うことにより、地域の活性化と駅の利便性向上を図ります。

【(4) 熊本駅周辺のまちづくりの推進】

- ア ユニバーサルデザインに配慮しながら、「くまもとの陸の玄関口」に相応しい豊かな緑を感じられる魅力ある安全で快適な都市空間を形成するため、都市計画道路事業などの基盤整備を推進します。
- イ 熊本駅を核として、市と地域、企業が交流・連携し、各種イベントの開催や地域活動などのまちづくりを展開することで、熊本駅周辺地区の更なる魅力の向上とにぎわいの創出を図ります。

第3節 だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

現状と課題

超高齢社会の進行などにより、今後、自家用車による移動が困難な人が増えていくことが予想される中、鉄道や市電、路線バスなどの公共交通機関が地域社会に果たす役割はますます重要となります。しかしながら、バス利用者を中心とした公共交通機関の利用者数の減少に加え、乗務員不足も深刻化しており、地域公共交通の維持・確保などが喫緊の課題となっています。

このような中、バス交通の最適化のために共同経営型の事業形態に移行予定のバス事業者と連携を強化し、利用者のニーズを踏まえながらバス交通の利便性を高め、自家用車からの転換を図っていく必要があります。さらには、私たち一人ひとりが公共交通の担い手としての自覚を持ち、市民・事業者・行政などの適切な役割分担のもと、MaaSの普及や自動運転などの次世代交通を見据えたうえで、多核連携都市における公共交通ネットワークの再構築や公共交通機関の利便性の向上、利用環境の改善などに取り組み、あらゆる人にわかりやすく利便性の高い公共交通体系を確立していくことが必要です。

基本方針

- 1 持続可能な公共交通網の形成及び公共交通の利便性向上

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
公共交通機関の年間利用者数	千人/年度	55,436 (H26)	55,302 (H30)	56,000 (R4)

施策の体系

【施策の目標】

だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

【事業展開の基本方針】

- 1 持続可能な公共交通網の形成及び公共交通の利便性向上

【主な取組】

- (1) 公共交通ネットワークの維持・再構築
- (2) 主要交通拠点などの整備促進
- (3) 公共交通機関の利用促進

事業概要

【(1) 公共交通ネットワークの維持・再構築】

- ア 公共交通ネットワークの維持・確保に係る民間事業者への支援をはじめ、共同経営型の事業形態に移行予定のバス事業者と連携し、路線網の再編や運行体制の効率化を進めることにより、持続可能な公共交通網の形成を目指します。
- イ 定時性の向上策や市電延伸などを検討し、中心部から各方面に伸びる基幹公共交通の機能強化を図ります。
- ウ 公共車両優先システムの拡充や運行ダイヤの改善など公共交通機関の利便性を高めます。
- エ 公共交通の利用が困難な公共交通空白地域などへのコミュニティ交通の導入支援に加え、AIなどの新技術を活用し、地域の実情に応じた新たなコミュニティ交通の導入検討を進めます。

【(2) 主要交通拠点などの整備促進】

- ア 熊本桜町バスターミナルやJR熊本駅など主要交通拠点における公共交通機関相互の結節性を高めます。
- イ 中心市街地から放射状に伸びる各基幹軸の特性に応じ、多様な乗換拠点の整備検討を進めます。
- ウ 駅や空港、港湾など広域交通拠点の整備促進やアクセスの強化を図ります。

【(3) 公共交通機関の利用促進】

- ア 年齢層や居住地域など公共交通の利用特性に応じたモビリティマネジメントを展開し、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。
- イ 利便性の向上に向け、電停などの改良や事業者などと連携したパークアンドライドの推進、バスの待合環境の改善に努めます。
- ウ Ma a Sなどの新たなモビリティサービスの展開を見据え、公共交通のシームレス化に向けたICTの導入支援などに努めます。
- エ 事業者と連携し、新たな料金体系や新規路線など利用者増加につながる施策について検討を進めます。

第4節 良好な道路環境の実現

現状と課題

本市では、主要渋滞箇所数などが三大都市圏を除く政令指定都市で最も多いなど、交通渋滞が常態化しており市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしています。

さらに、市内中心部と高速道路インターチェンジや空港などの交通拠点とのアクセス性が低いことから、平常時のみならず災害時に求められる道路機能の改善が課題となっています。

このようなことから、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保、活性化するための長期的な新たな広域道路ネットワークの構築を進めるとともに、即効性のある交差点改良や街路事業、環状・放射道路網の整備などにバランス良く取り組む必要があります。

また、昨今の交通事故情勢などを踏まえ、高齢者・障がいのある人・子どもなどあらゆる人にとって安全で快適な道路空間の整備が喫緊の課題となっており、交差点改良や歩行空間の整備、自転車利用環境の向上を加速化するとともに、老朽化の進む道路の舗装や橋梁などの長寿命化、地域と連携した道路管理など、安全・安心な道づくりに取り組む必要があります。

今後は、道路に求められる総合交通体系の基盤としての役割強化に加え、にぎわいや収益性向上など新たな道路のあり方を検討していくとともに、自動運転などの技術革新を見据えた道路環境の整備を進めていく必要があります。

基本方針

- 1 安定的な物流・人流の確保と活性化
- 2 安全・安心な道路の実現

検証指標

	単位	基準値		
		H27	R1	R5
渋滞時における自動車の平均走行速度	km/h	23.1	25.0	28.0

施策の体系

【施策の目標】

良好な道路環境の実現

【事業展開の基本方針】

1 安定的な物流・人流の確保と活性化

2 安全・安心な道路の実現

【主な取組】

(1) 広域道路ネットワークの強化と都市内交通の円滑化

(2) 安全で快適な道路空間の整備

(3) 自転車利用環境の向上

(4) 道路施設などの維持管理と財産の管理

事業概要

【(1) 広域道路ネットワークの強化と都市内交通の円滑化】

- ア 広域的な道路ネットワークの強化や都市内交通の円滑化などの将来の構想・計画を立案し、新広域道路交通計画への反映に向けて取り組めます。
- イ 都市内交通の円滑化に向けて、熊本都市圏の骨格となる2環状11放射道路網や国道57号熊本東バイパスの部分立体化などの整備を国や県と連携して進めるとともに、都市計画道路や幹線道路の整備による交通容量の拡大を計画的かつ効率的に進めます。

【(2) 安全で快適な道路空間の整備】

- ア 人にやさしい道路空間を確保するため、交差点改良や歩道整備などを推進します。
- イ 電線共同溝の整備を進め、災害に強いまちづくりと快適な歩行空間の創出を両立させます。
- ウ 事故危険箇所対策や通学路合同点検などを実施することで、安全・安心な交通環境の確保に努めます。

【(3) 自転車利用環境の向上】

- ア 自転車の利用促進及び歩道における歩行者の安全確保のため、自転車走行環境の整備を進めます。
- イ 民間による駐輪場運営を促進するとともに、駐輪場利用の促進のため駐輪場案内システムを運用します。
- ウ 放置自転車の解消と自転車利用者の駐輪マナー向上のための広報、啓発、指導などを行います。

【(4) 道路施設などの維持管理と財産の管理】

- ア 幹線道路における舗装の長寿命化を推進するとともに、生活道路の計画的な維持管理を推進します。
- イ 橋梁などの道路施設の点検・診断・措置を講じ長寿命化を推進するとともに、その他道路附属物の適切な維持管理を行います。
- ウ SNSなどの多様な媒体を活用した情報収集を行い、民間事業者や市民、地域と連携した道路の維持管理を推進します。
- エ 道路や里道・水路の適正な財産管理を行うとともに、占用物の適正な管理・指導を行います。
- オ 道路台帳の計画的な整備及び適切な更新を行います。
- カ 地籍調査による市民及び公共の土地情報の保全、管理を行います。

第5節 洪水や都市型水害による被害の防止・軽減

現状と課題

本市には、中心市街地を流れる白川や坪井川をはじめ、緑川や加勢川など、国や県が管理し整備を進めている大きな河川があります。このような中、本市は降雨時の増水による氾濫を防ぐため、市が管理する中小河川や排水路の整備を行うとともに、国や県が管理する河川の整備を促進しています。

また、都市型水害対策としては、浸水頻度や被害の大きさなどから、各地区の整備優先度を整理し、排水機場や排水路などの浸水対策施設の整備を推進しています。

しかしながら、近年は九州北部豪雨に代表されるように、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化してきたことにより、全国各地で大規模な災害が発生するなど洪水や都市型水害の発生リスクが高まっており、ハード整備に加え、地域住民などと連携したソフト面での取組が必要です。

基本方針

- 1 計画的な河川の整備
- 2 浸水対策の推進

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
市街化区域における浸水区域の解消率(時間雨量60mm以下における浸水解消)	%	51.9	53.3	57.8

施策の体系

【施策の目標】

洪水や都市型水害による被害の防止・軽減

【事業展開の基本方針】

1 計画的な河川の整備

【主な取組】

(1) 災害に強い河川整備の推進

(2) 環境に配慮した河川整備の推進

2 浸水対策の推進

(3) 雨水排水施設の整備

(4) 雨水流出抑制対策の推進

事業概要

【(1) 災害に強い河川整備の推進】

- ア 熊本市管理河川については、災害に強い河川を目指し、計画的に改修を行います。
- イ 国県の管理河川については、要望活動を通じて計画的な改修を促進します。
- ウ 洪水時の逃げ遅れによる人的被害を防ぐため、国県などの関係機関と連携し、河川情報の発信を強化します。

【(2) 環境に配慮した河川整備の推進】

- ア 河川整備にあたっては、生態系にも配慮するなど、自然環境に配慮した水辺空間の形成に努めます。
- イ 白川沿いを歩いて楽しめるまちづくりを関係機関と協力して推進します。
- ウ 河川などの清掃や除草などの管理を地域で行えるように取り組みます。

【(3) 雨水排水施設の整備】

- ア 浸水頻度や被害の大きさなどを踏まえ選定した「浸水対策重点地区（6地区）」の被害軽減に向けて、排水機場や排水路などの浸水対策施設の整備を推進します。
- イ 浸水対策施設が十分に機能を発揮するように、排水機場の運転管理及び排水路の断面確保など、施設の適正な維持管理を行います。
- ウ 住民の迅速かつ安全な避難行動に結びつくよう地域住民などと連携し、浸水実績などの情報発信を強化します。

【(4) 雨水流出抑制対策の推進】

- ア 都市型水害を軽減するため、雨水貯留施設などの浸水対策施設の整備を促進し、その適切な維持管理を行います。
- イ 流出抑制効果による水害の軽減と地下水の保全を図るため、雨水浸透枳の普及を促進します。

第6節 豊かな住生活の実現

現状と課題

少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来、さらに、高度成長期からバブル期に建設されたマンションなどの建築物の老朽化、空き家の増加など、今後も様々な要因に伴う居住環境への影響が懸念されています。

このような中、良好な居住環境を形成するためには、多様化する住宅ニーズに合った情報の提供や、住宅性能の向上などへの支援が不可欠であり、増加する空き家についても、発生の抑制、有効活用及び適正管理の促進など総合的な対策を講じる必要があります。

また、多くの建物に被害を受けた熊本地震の教訓を踏まえ、民間の住宅・建築物の耐震化を促進することが重要です。

一方、市営住宅をはじめとした市有建築物は、市民をはじめ利用者の方々が安全・安心に利用できるよう常に健全な状態を維持し続けることが求められます。しかし、高度成長期を中心に集中して整備された市有建築物が老朽化し、一斉に更新時期を迎えることが見込まれることから、効率的かつ計画的な保全に取り組み、増大する維持管理費用を軽減する必要があります。

基本方針

- 1 良好な居住環境の形成
- 2 総合的な空き家対策の推進
- 3 建築物の安全対策の推進
- 4 良好な市営住宅などの供給

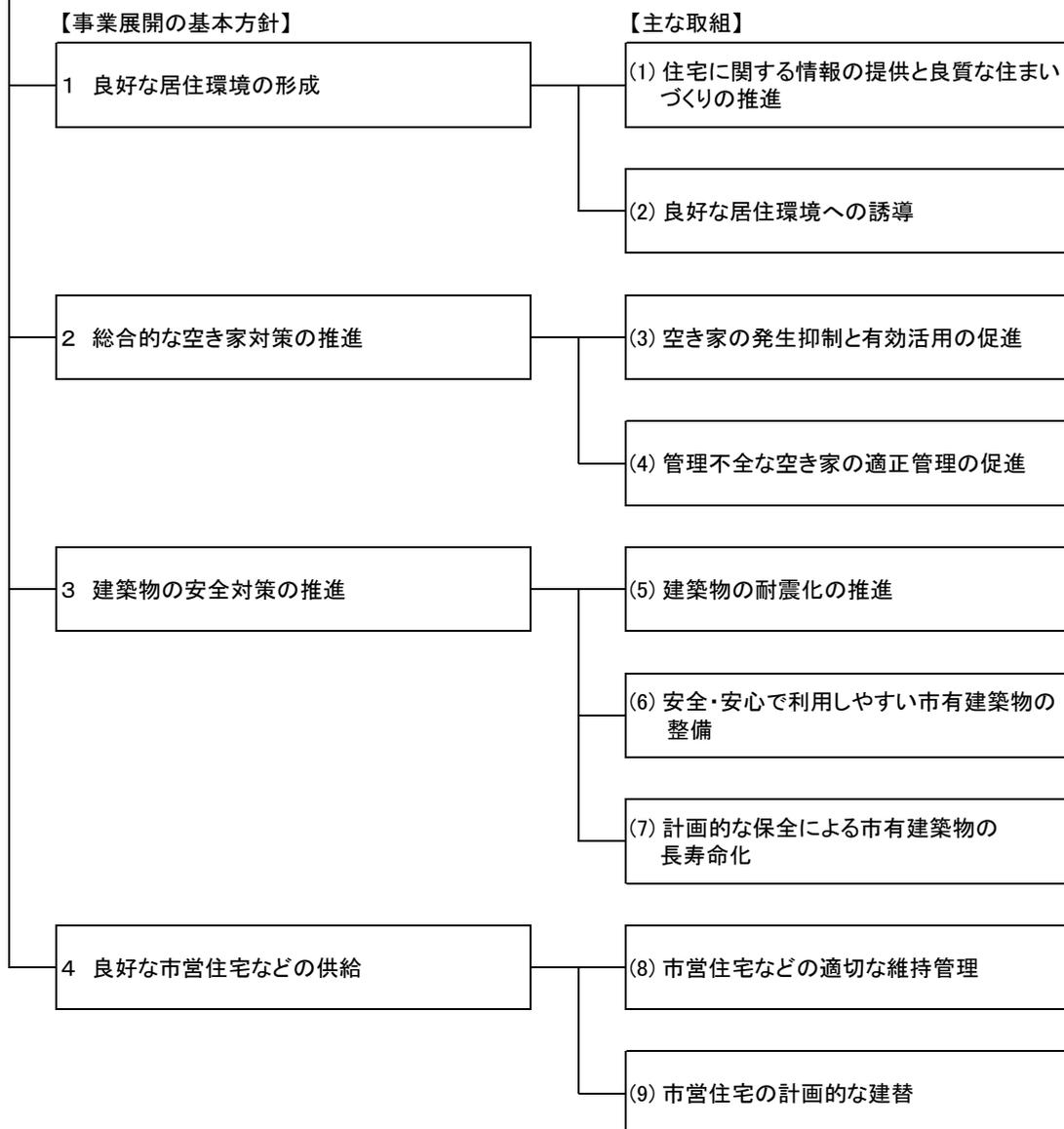
検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
住まいの満足度(住んでいる住宅の満足度)	%	60.5	62.5	64.5

施策の体系

【施策の目標】

豊かな住生活の実現



事業概要

【(1) 住宅に関する情報の提供と良質な住まいづくりの推進】

ア 市政だよりなどの広報に加え、専門家派遣や相談会、説明会の開催など直接的な取組による住宅情報の提供を行います。

イ 高齢者や障がいのある人などが安心して住み続けられる住宅の供給促進を図ります。

- ウ 住宅市場の活性化を図るため、耐震性能や省エネルギーなどに対応した良質な住宅の供給を促進します。
- エ 利便性の高いまちづくりや、本市の特性をいかした住環境づくりなどと連携した住宅政策を推進します。

【(2) 良好な居住環境への誘導】

- ア 建築関係の法令に関する意識向上を図るため、適切な指導や啓発などに努めます。
- イ 管理不全となる家屋などの増加を防ぐため、良好な状態を維持していくための適正管理を促進します。
- ウ 過去の災害を教訓に、通学路、公共施設内の危険なブロック塀の撤去を推進します。
- エ 分譲マンションの適正な管理運営を促進するとともに、良好な住環境の形成とコミュニティの充実を図ります。

【(3) 空き家の発生抑制と有効活用の促進】

- ア 空き家の問題について出前講座などによる啓発活動に取り組み、更なる空き家の発生の抑制を図ります。
- イ 空き家バンクを創設し情報提供を図るとともに、県外からの移住者へのインセンティブなど、空き家の流通や利活用のための仕組みを構築し、有効活用を促進します。

【(4) 管理不全な空き家の適正管理の促進】

- ア 管理不全な状態の空き家の所有者などに対し適正管理を促します。
- イ 所有者などの自主的な対応を支援する施策を実施します。

【(5) 建築物の耐震化の推進】

- ア 地域と連携した周知・啓発活動や補助制度の拡充などに取り組み、民間の住宅・建築物の耐震化を図ります。
- イ 市有建築物の計画的な耐震化を進めます。

【(6) 安全・安心で利用しやすい市有建築物の整備】

- ア 市有建築物の整備にあたっては、バリアフリーなど施設利用者に配慮した設計に取り組みます。

【(7) 計画的な保全による市有建築物の長寿命化】

- ア 建築物及び建築設備の各種点検を適切に実施し、確認された不具合の早急な改善を施設管理者に促します。
- イ 市有建築物の更新に備えた効率的な保全計画の策定に取り組み、建築物の長寿命化と財政支出の軽減を図ります。

【(8) 市営住宅などの適切な維持管理】

- ア 市営住宅の適切な修繕や入居管理など、入居者の良好な居住環境の維持に努めます。
- イ 計画的な修繕、設備の更新により、市営住宅の長寿命化を図るための改善を進めます。

【(9) 市営住宅の計画的な建替】

- ア 老朽化した市営住宅の計画的な建替にあたっては、高齢化に対応したバリアフリー化など住環境の改善に努めます。

第7節 安全でおいしい水道水の安定供給

現状と課題

本市は、「日本一の地下水都市」と称されるように、水道水源の全てを地下水で賄っており、良質でおいしい水道水を供給しています。

一方、水道管路、井戸、配水池、並びに電気及び機械設備などの水道施設の老朽化に加え、節水意識の向上などによる料金収入の減少、熊本地震のような大規模自然災害など、水道事業を取り巻く環境は厳しくなっていく見込みです。このような中、適切な資産管理や広域連携、官民連携の推進など、水道の基盤強化を目的として、平成30年に水道法の改正が行われています。

今後は、安定した経営のもと、水道水質の保全、水道施設の適切な維持管理、未普及地区への整備に取り組むとともに、大規模災害発生時における安定した水道水の供給のため、施設の耐震化や応急給水体制の強化などの強靱化を進める必要があります。

基本方針

- 1 水道水質の保全
- 2 水道施設の適切な維持管理と計画的な整備
- 3 災害に強い水道の確立

検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
水の有効率	%	91.7	90.7	92.5
良質な水道水をくみ上げる井戸をリニューアルした数	箇所	-	15	40

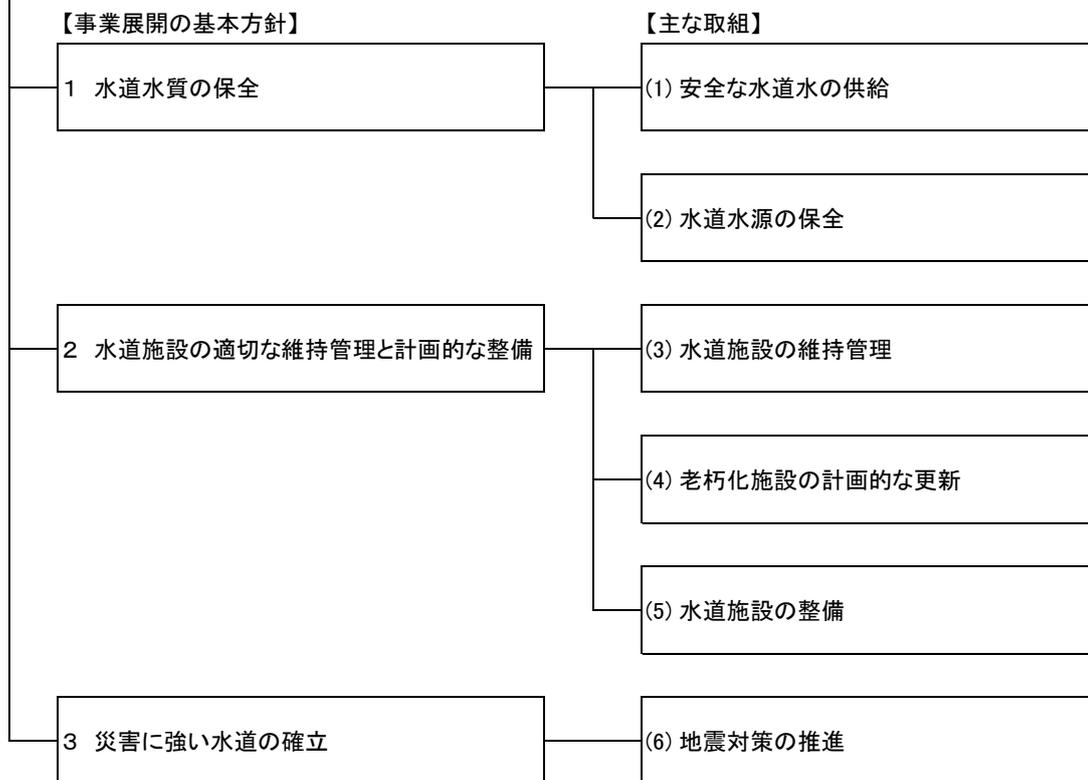
※「水の有効率」とは、水道施設などから給水される水量がどれだけ有効に使われているかを示すもので、水道事業の経営効率性や配水管及び給水管の健全性を表します。

※「良質な水道水をくみ上げる井戸をリニューアルした数」は、計画期間（H28～R5）内に実施する取水井戸の更生または更新工事の累計値を表します。

施策の体系

【施策の目標】

安全でおいしい水道水の安定供給



事業概要

【(1) 安全な水道水の供給】

ア 取水する井戸ごとの水質に合わせた水運用や水質管理によって、安全性を確保するだけでなくおいしさを損なわない水道水を提供します。

イ 貯水槽の管理方法について啓発するとともに、直結給水方式の普及を促進します。

【(2) 水道水源の保全】

ア 将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、関係機関と連携し、地下水保全に取り組みます。

【(3) 水道施設の維持管理】

ア 水道施設について計画的な点検調査による予防保全型の維持管理に取り組みます。

【(4) 老朽化施設の計画的な更新】

ア 水の有効活用や水道水の安定供給を確保するため、老朽化した水道施設の計画的な更新を行います。

【(5) 水道施設の整備】

ア 未普及地区の管路整備を進めるとともに、水道施設の能力強化に取り組みます。

【(6) 地震対策の推進】

ア 基幹管路などの耐震化を計画的に進めます。

イ 充水拠点の整備や貯水機能付給水管への装備品の配備を進め、応急給水体制を充実させます。

第8節 総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現

現状と課題

本市の汚水処理事業は、市域の拡大などに伴い整備を進め、快適な生活環境と海・河川などの公共用水域の水質を守っています。

市民の快適な生活環境を守るため、今後も未普及地区への公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及、高度処理施設の導入による公共用水域の水質改善を進めることが必要です。

また、老朽化した下水道管路、ポンプ場及び浄化センターなどの下水道施設については、安定した経営のもと、計画的な点検調査や改築更新を行い、効率的な維持管理に努めていく必要があります。

今後は、大規模災害時における汚水処理機能の確保に必要な施設の耐震化や、避難所の衛生確保に必要なマンホールトイレの整備などの強靱化を進めることも重要です。

また、環境にやさしい下水道として、下水処理の過程で発生する汚泥や消化ガスなどの下水道資源を有効に利用する必要があります。

基本方針

- 1 良好な水環境の実現に向けた汚水処理施設の整備
- 2 下水道施設の効率的な維持管理及び更新
- 3 災害に強い下水道の確立
- 4 環境にやさしい下水道資源の有効利用

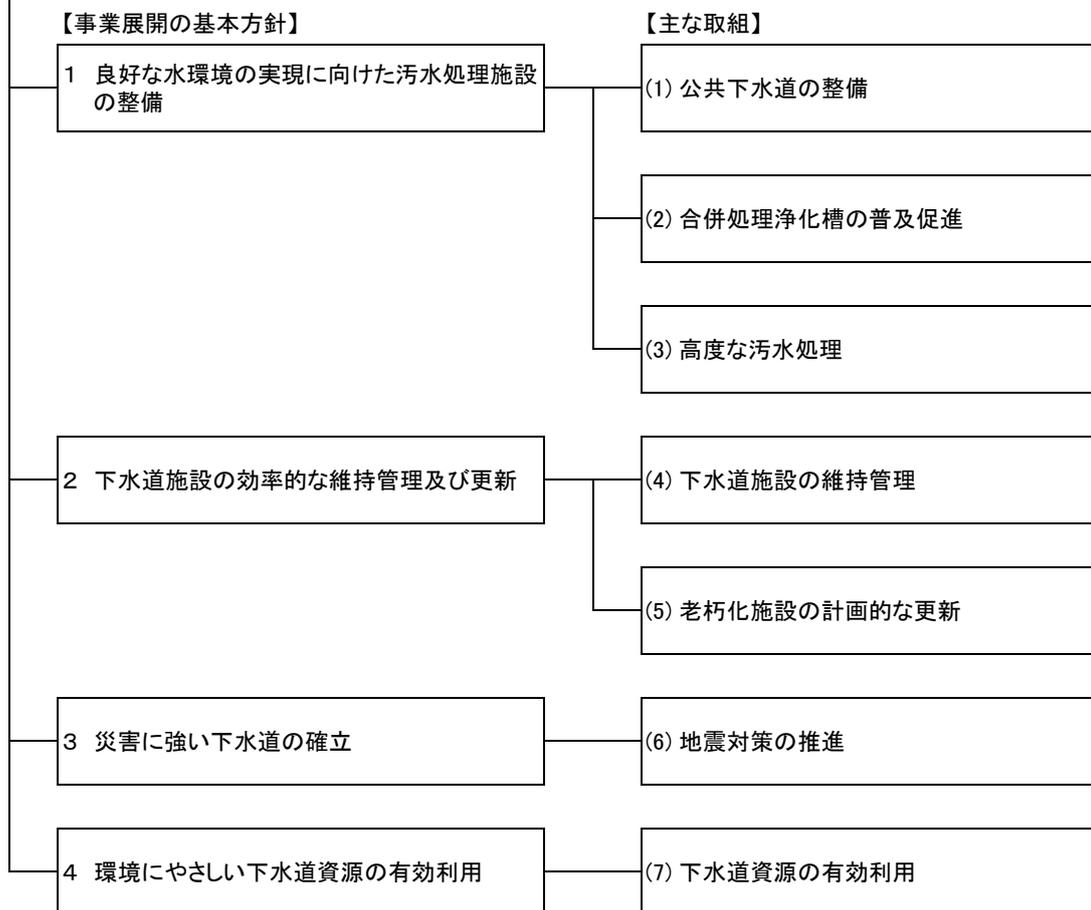
検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
汚水処理率(公共下水道普及率+合併処理浄化槽普及率+農業集落排水普及率)	%	95.6	96.5	97.4

施策の体系

【施策の目標】

総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現



事業概要

【(1) 公共下水道の整備】

ア 生活環境の改善や海・河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水道計画区域内の未普及地区に公共下水道を整備します。

【(2) 合併処理浄化槽の普及促進】

ア 環境負荷の高い単独処理浄化槽やくみ取り便槽から、処理性能に優れ、地震などへの災害対応力も高い合併処理浄化槽への転換を進めるため、支援の拡充を行い、更なる普及の促進を図ります。

【(3) 高度な汚水処理】

- ア 有明海の水質改善に向けて下水道高度処理施設を導入します。
- イ し尿の収集及び処理体制の適正化を図ります。
- ウ 市内の公衆トイレの維持管理を行います。

【(4) 下水道施設の維持管理】

- ア 下水道施設について計画的な点検調査による予防保全型の維持管理を行います。

【(5) 老朽化施設の計画的な更新】

- ア 汚水処理機能を安定的に確保するため、老朽化した下水道施設の計画的な更新を行います。

【(6) 地震対策の推進】

- ア 下水道施設の計画的な耐震化を進めます。
- イ マンホールトイレの整備により、災害時の対応能力を強化します。

【(7) 下水道資源の有効利用】

- ア 環境保全に配慮した取組として、下水処理水の農業用水などへの再利用を進めるとともに、下水汚泥や消化ガスが持つ資源・エネルギーを有効利用します。